

非正規雇用労働者育成支援奨励金(一般職業訓練)計画届

届出日 平成 年 月 日

労働局長 殿

標記について、次のとおり届けます。

1	所在地 (〒)	所在地 (〒)				
	事業主 名称 代表者氏名 印	代理人 名称 代表者氏名 印				
2	所在地 (〒)	3 雇用保険適用事業所番号				
	事業所 名称 電話番号	4 労働保険番号				
		5 分類番号				
		6 重点分野等の事業内容				
		7 企業の主たる事業	<input type="checkbox"/> 小売業(飲食業を含む) <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> その他()			
8 企業の資本の額又は出資の総額	万円	9 企業全体の常用雇用する労働者数	人	10 企業規模	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業	
11 訓練コースの名称				12 受講予定者数	人	
13 訓練の実施期間	初日	年 月 日	最終日	年 月 日	14 総訓練時間数	時間 分
15 座学を実施する教育訓練機関(類型は裏面※1参照)	名称	所在地	(電話番号 - -)		類型	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
16 訓練受講予定者の雇用形態	有期契約労働者等(期間の定めのある労働契約を締結する者等)(裏面※2)である。(<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ) ※「いいえ」の場合、奨励金の支給を受けることができませんので、ご注意ください。					
17 キャリアアップ計画の期間	平成 年 月 日から			平成 年 月 日まで		
18 訓練計画届の提出の日から起算して6か月前の日から訓練計画届提出日までの間に事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)を行ったことの有無	(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)					
19 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主への該当の有無	(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)					
20 届出に関する担当者	所属			電話番号	- -	
	氏名			FAX	- -	
				e-mail		

※労働局処理欄	
受理番号	受理印

- ※1 15欄の類型 (以下のアからエまでのいずれかの類型を選択し、該当する項目にチェック (☑) をつけてください。)
- ア 事業主以外の設置する施設に依頼して行われる教育訓練 (講師の派遣も含む)
 - イ 認定職業訓練 (都道府県知事が認定する職業訓練) を行う施設で行うもの
 - ウ 事業主自らが行うものであって、訓練を行う上で必要と認められるオリエンテーション又は能力評価 (上限は合わせて1時間)
 - エ 事業主自らが行うものであって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者 (当該分野の職務に係る実務経験が通算して概ね5年以上の方など) により実施される職業訓練
- ※ エを選択する場合は、「専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者」であることが確認できる書類を添付してください。

- ※2 有期契約労働者等は、以下のアからエまでのいずれかに該当する者です。
- ア 期間の定めのある労働契約を締結する者
 - イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条において規定される短時間労働者 (同一の事業所に雇用される通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い者をいう。)
 - ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条において規定される派遣労働者
 - エ 無期雇用労働者 (労働契約期間の定めのない労働者であって、当該事業所の就業規則等に基づく長期雇用を前提とした待遇 (賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格等) 等を受けていない労働者をいう。)

提出上の注意

- 1 次の①から⑤のいずれかに該当する場合には、本奨励金の支給はいたしません。
 - ① 奨励金の支給に係る事業所において、訓練計画届の提出の日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出の日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者 (ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。) を事業主都合による解雇等 (退職勧奨を含む。) をした事業主
 - ② 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業に係る助成金等に係る不正受給を行った事業主
 - ③ 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主
 - ④ 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反 (船員に適用される労働関係法令違反を含む。) を行った事業主
 - ⑤ 奨励金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律 (昭和23年法律第122号) に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主
- 2 上記1を含め、事前に奨励金の支給要件等をよくご確認ください。(奨励金の支給要件等の詳細はパンフレット等をご覧ください。また、不明な点は届出事業主の事務所の所在地を業務担当区域とする労働局 (以下「管轄労働局」という。) にお問い合わせください。)
- 3 この届出は、一般職業訓練 (OFF-JT (生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練) をいう。) を実施する場合に、原則、訓練計画開始の日の前日から起算して1ヶ月前までに、次の書類を添えて管轄労働局長に提出し、訓練計画開始の前日までに受給資格認定を受けてください。
 - ① 重点分野等に該当する事業を行っていることを証明する書類 (登記事項証明書、定款等)

(※キャリアアップ計画提出後の計画期間中に届出を行う場合であって、キャリアアップ計画に記載した事業分野から変更があった場合のみ添付)
 - ② 企業の資本の額又は出資の総額及び企業全体の常時雇用する労働者数がわかる書類 (登記事項証明書、定款等)

(※キャリアアップ計画提出後の計画期間中に届出を行う場合であって、キャリアアップ計画に記載した企業規模から変更があった場合のみ添付)
 - ③ 訓練の実施内容を確認する書類 (訓練カリキュラム等)
 - ④ Off-JTの講師要件を確認する書類 (Off-JTを事業主自らが行う場合のみ添付)
 - ⑤ その他管轄労働局長が必要と認める書類

記入上の注意

- 1 各欄ともこの訓練実施計画の届出日における現況を記入してください。
- 2 5欄は、重点分野等一覧表の分類番号を記入してください。
- 3 6欄は、重点分野等の事業内容を具体的に記入してください。
- 4 7欄は、該当する業種に欄に☑をつけ、「その他」の場合には () 内に具体的な業種を記載してください。(事業の区分は、日本標準産業分類 (総務省編) に基づきます。)
- 5 8欄は、企業の資本金又は出資の総額を記入してください。
- 6 9欄は、この届出を提出する企業全体の常時雇用する労働者数を記入してください。「常時雇用する労働者」とは2ヵ月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるものをいいます。
- 7 10欄は、該当する企業規模に☑をつけてください。中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業 (飲食業を含む)	資本額又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が50人以下	
サービス業	5,000万円以下、又は	100人以下
卸売業	1億円以下、又は	100人以下
その他	3億円以下、又は	300人以下
- 8 16欄は、訓練受講予定者の状況について、該当する欄に☑をつけてください。また、計画届を提出する時点で訓練受講予定者が決定していない場合は、見込みの状況を記載してください。なお、訓練を開始するまでに、訓練受講予定者が、要件を満たさない場合、奨励金の支給を受けることができませんので、ご注意ください。
- 9 18欄は、「提出上の注意」1①の訓練計画届提出日時点での確認となりますので、該当する欄に☑をつけてください。「有」に☑がついた場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 10 19欄は、「提出上の注意」1⑤の確認となりますので、該当する欄に☑をつけてください。「有」に☑がついた場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 11 20欄は、本届出に関し、労働局と質疑が可能な方を記入してください。

その他

- 1 確認を受けた後に、実施計画内容を変更する場合には、「非正規雇用労働者育成支援奨励金(一般職業訓練)計画変更届」を提出してください。ただし、以下の①又は②に該当する場合、変更届を提出する必要はありません。
 - ① 12欄の受講予定者数を変更する場合。
 - ② 14欄の総訓練時間を変えずに、13欄の実施期間 (訓練の初日及び最終日) を変更する場合。
- 2 国や都道府県から補助金を受けている施設の訓練の受講料は、原則、助成対象となりません。

(例) ・認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている訓練の受講料

・都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料 等